

みやぎからいじめをなくすために

— 宮城県教育委員会からみなさんへ —

いじめは人間として決して許されることではありません。私たちは、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で臨みます。私たちのふるさとみやぎからいじめをなくすためにみやぎのすべての子どもたちへ、そしてすべての大人の方々にに向けて呼びかけます。

児童生徒のみなさんへ

- **今、あなたがいじめにあっているとしたら、一人で悩まず、だれにでもいから勇気をもって「助けて」の一言を伝えよう。**
家族や学校の先生、相談電話の相談員など、まわりにはあなたの苦しみを受け止めてくれる人はいくらもいます。あなたは、決して一人ではありません。あなたに笑顔でいてほしいと願っている人たちがたくさんいるのです。どんなに苦しくても、命を絶つことだけは決して考えないでください。かけがえのない大切な命です。悩みを打ち明ける勇気をもってください。
- **今、あなたがいじめをしているとしたら、今すぐにそのいじめをやめよう。**
いじめは人間として絶対に許されないことです。あなたの心の中にいる、人を思いやるやさしい自分を思い出してください。そして、もう一度考えてみてください。あなたがしている「無視」や「からかい」をあなたがされたらどうですか。自分では軽い気持ちでやっていることも、人の生死にかかわるような心の傷を相手に与えていることに気付いてください。
- **今、あなたがいじめを見たり、聞いたりしたら、先生や大人の人にすぐに話そう。**
見て見ぬふりをしないでまわりの大人に伝える勇気をもってください。あなたが話すことで苦しんでいる人を助けることができるのです。いじめられている人の心と命を守ってください。自分ができるところを考え、自分の良心に自信をもち行動してください。

保護者の皆さんへ

いじめは絶対に許さないという強い意志を大人どうし、そして子どもたちと共有することが、いじめから子どもたちを守る第一歩です。お子さんの変化はサインです。そのサインを見逃さないことが大切なお子さんを救うのです。もし、少しでもお子さんの変化を感じたら、早めに学校などに相談してください。家庭と学校が一緒になっていじめをなくしていきましょう。

地域の皆さんへ

いじめを見かけた場合は、小さなことでもためらわずに注意をしたり、学校や家庭に連絡したりすることをお願いします。そのような地域の方々のご協力が、子どもの尊い命を守ることに繋がります。私たちは、地域全体が子どもの見守り隊であってほしいと心から願っています。

すべての教育関係者の皆さんへ

昨年、「いじめ防止対策推進法」が施行され、宮城県では「宮城県いじめ防止基本方針」を策定しました。各学校でも市町村教育委員会の指導のもと、「学校いじめ防止基本方針」の策定が進められています。これからがいじめ根絶の新たなスタートであると考えております。いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であるという認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」に沿った具体的な取組を推進していくことが大切です。温かい学級づくりや魅力あるわかる授業づくり、そして、一人一人の子どもに寄り添った早期発見、早期対応が鍵となります。もし、いじめが起きてしまった場合は、いじめられている子どもに寄り添い、「絶対に守る」という強い意志を子どもに示してください。また、いじめている子ども一人一人と向き合い、様々な要因をできるだけくわしく把握し、再発防止に向けて指導することが必要です。全員で力を合わせていじめ防止に取り組みましょう。

私たちは、みなさんとともにいじめをなくすために取り組んでまいります。

平成26年7月31日 宮城県教育委員会

委員長 庄子寛子

委員 伊藤 均

委員 奈須野 毅

委員 佐野 利子

委員 遠藤 雄三

教育長 高橋 仁